

仕様書

- 1 件名
盛岡市保健所電話交換設備等賃貸借（長期継続契約）
- 2 履行（納入）場所
盛岡市保健所（盛岡市神明町3-29） 6階サーバー室内
- 3 契約期間
契約締結日の翌日から令和12年10月31日まで
- 4 履行（賃貸借）期間
令和5年11月1日から令和12年10月31日まで（7年間長期継続契約）
（賃貸借物件の納入期限は令和5年10月31日までとする。）
- 5 賃貸借の機器
貸借する機器等は以下のとおりとする。
なお、発注者が所有する停電用多機能電話機（HI-24D-TELPF）、多機能電話機（HI-24D-TE LSD）及び一般電話機（HI-P5）は、使用を継続することとする。

(1) 電話交換機

①交換機設備

内容	数量	容量
光電話オフィスA 32CH 一般回線 8回線 多機能内線 64回線 一般内線 128回線 3時間停電補償用バッテリー ※IP内線機能付加	1式	1024ポート以上

②方式

- a) 制御系 蓄積プログラム方式
- b) 記憶装置 DDR2 及びコンパクトフラッシュ
- c) 通話路系 時分割T1段 μ -Law PCM
- d) 処理装置 64bitマイクロプロセッサ

③使用条件

- a) 電源電圧 入力 AC100V \pm 10%若しくはAC200V \pm 10%
- b) 入力電流 30A (AC100V) 若しくは15A (AC200V)
- c) 線路条件 一般内線直流抵抗 1, 200 Ω 以下
- d) 局線線路条件 所属局条件に従う
- e) 選択信号 不要
- f) 接地 既設流用

④番号計画

下記の番号計画を基本とするが、詳細は発注者と協議の上決定すること。

用途	番号計画
内線番号	4桁
局線発信	0
局線応答	8 及びダイヤルイン着信
転送	転送+相手内線番号

機能特番	1 X
短縮発信	*
市庁舎内線	7 + X X X X

⑤機能

短縮ダイヤル（システム・可変・個別）、リセットコール、ホットライン不在転送、リダイヤル、サービスクラス、コールパーク、D I 番号変換ピックアップ、フルコールバックトランスファ、遠隔保守内線相互キャンブオン、トラフィック測定、運用切替（3段階）多機能電話機電話帳機能、内線ダイヤルイン

⑥サービス容量

内線番号数	20,000	可変短縮ダイヤル面数	100,000
分散群	1,024	システムグループ数	512
内線G数	4,096	基本テナント数	1,024

(2) 電話機等端末機器

- ①納品する多機能電話機は24ボタン、LCD表示（全角10桁、6行バックライト付）、省電力モードを持つこと。
- ②納品する一般電話機は機能ボタン4個以上、オートダイヤル3個以上、卓上・壁掛兼用タイプとする。

種類	既存数量（使用継続）	貸借数	合計設置台数
多機能電話機	HI-24D-TELSD 40台	10台	50台
一般電話機	HI-P5 84台	28台	112台

(3) VoIPゲートウェイ

- ①台数は1台とする
- ②盛岡市庁舎交換機との接続は2Mインターフェースとする。
- ③盛岡市保健所交換機にはゲートウェイを置かず、盛岡市保健所交換機のPBX-IP網と直接通信出来るものとする。

6 保守管理

(1) 電話交換機・VoIPゲートウェイ

年2回の定期保守及び軽微な配線修理、交換機の軽微なデータ設定及び交換機の遠隔保守等を本契約に含むものとする。

① 保守管理体制

保守管理体制（連絡先等）について書面にて提出すること。

② 保守業務

- ・保守対象機器の運転監視（遠隔保守含む）
- ・定期試験及び定期点検（年2回、原則7月及び1月）
- ・故障時における保守対象機器と回線の切分及び対象物件の良否判定作業
- ・完成図書等設備記録の維持
- ・配線の簡易な故障修理

③ 障害発生時の保守管理について

障害発生時の連絡を常に受け付けられる状態とし、発注者から連絡を受け付けたとき又は対象物件の状態監視時、対象物件良否判定作業後で対象物件の故障を発見したときには、発注者に対し

修繕を行う旨を通知し、速やかに対応するものとする。作業日時については、発注者と協議し、発注者の業務に支障がないよう努めるものとする。

④ 技術基準

受注者は、端末設備等規則（昭和60年4月1日郵政省令第31号）に定める技術基準により業務を実施しなければならない。また、受注者は、作業にあたっては十分な経験を有する者を派遣するものとする。

⑤ 作業報告について

作業後は、作業内容について発注者に対して速やかに保守点検実施報告書を提出して検査を受けること。

⑥ 調整事項

機器の設定や障害発生時の対応の際には、必要に応じて盛岡市役所本庁舎電話交換機及び各市分庁舎等の電話交換機にかかる保守業者と調整を図ることとする。

⑦ その他

保守業務の材料及び部品等は設備に適合した純正な品質のものを使用するものとする。なお、使用する部品及び材料は受注者の負担とする。ただし、機器修理及び蓄電池等消耗品は保守管理の対象には含まないものとする。

7 関係法令の遵守について

- (1) 建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、省エネ法、建設業法等関係法令を遵守し施工を行うこと。
- (2) 仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」による。

8 設置試験の実施について

施工後は、既設端末を含め通話試験等行うものとする。施工前からの不具合箇所については、速やかに発注者に報告し、協議することとする。

9 提出書類

- (1) 契約締結後速やかに作業責任者を定め作業員名簿（従事者、役職、氏名等）を提出すること。その他必要に応じ、発注者から指示された書類はその都度提出すること。
- (2) 設置完了時には、完成図書（取扱説明書、試験成績書、その他発注者が必要と認めるもの）をとりまとめの上、2部提出すること。
- (3) その他、必要に応じ、発注者から指示された書類はその都度提出すること。

10 作業について

- (1) 改修及び設置日時については、事前に発注者と受注者が協議して決定するものとし、通常業務に支障がないように設定する。
- (2) 作業に必要な搬入設置費、設定調整費及び既設撤去搬出処分費は全て本契約に含むものとする。

る。

- (3) 設置作業中に発生した毀損に係る補修は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

11 支払方法

支払は1か月毎とする。

なお、契約期間中に消費税率が改定されたときは、税率改定後の金額で変更契約を締結するものとする。

12 その他

- (1) 受注者は、作業にあたっては十分な経験を有する者を派遣するものとする。
- (2) 設備の点検等は、発注者の指示する日程により発注者の担当者立会いのうえ実施するものとする。
- (3) 設備の点検等は、発注者の業務に支障がないよう留意して実施するものとする。
- (4) 交換機、電話機等の増設、移転、改造、撤去等の工事の必要性が生じた場合は当該委託契約の範囲外とし、発注者と協議し対処するものとする。
- (5) 委託業務の材料及び部品等は設備に適合した純正な品質のものを使用するものとする。なお、使用する部品及び材料は受注者の負担とする。
- (6) その他、この仕様書に関して疑義が生じた場合は、双方協議して決めることとする。